資料２

○弥富市下水道使用料等審議会条例

令和７年12月31日

条例第40号

（設置）

第１条　この条例は、下水道使用料等（弥富市下水道条例（平成21年弥富市条例第19号）第16条第１項の使用料及び弥富市汚水処理施設条例（平成12年弥富町条例第36号）第11条第１項の使用料をいう。以下同じ。）の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、弥富市下水道使用料等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、下水道使用料等の適正化について必要な調査及び審議を行うものとする。

（組織）

第３条　審議会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、優れた識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

５　会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密保持）

第６条　委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、建設部下水道課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年弥富町条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略